

第4回「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会 議事概要

＜日 時＞ 令和7年2月21日（金） 13：30～15：40

＜場 所＞ JA 三重健保会館3階 大研修室

＜出席委員（50音順、敬称略）＞

- ・ 三重県小中学校長会／鈴鹿市立飯野小学校 校長 石井 孝史
- ・ 弁護士／三重弁護士会 犯罪被害者支援センター 委員長 伊藤 正朗【座長】
- ・ 声を聴きつなぐ会 代表 大原 康彦
- ・ お茶の水女子大学 名誉教授 戒能 民江（※）
- ・ 国立大学法人 千葉大学 理事・副学長 後藤 弘子（※）
- ・ 公益社団法人 三重県医師会 顧問／白子ウィメンズホスピタル 院長 二井 栄
- ・ 声を聴きつなぐ会 副代表 平野 利枝
- ・ 茨城県立医療大学 助教／看護師・S A N E－J（日本版性暴力対応看護師）・保健師・公認心理師 山本 潤（※）
- ・ 三重県立学校長会／三重県立久居農林高等学校 校長 萬井 洋

※WEB出席

＜議事概要＞

○事務局説明

以下の事項について、事項書及び資料1～2に基づいて説明。

- ・ 中間案（素案）について

○委員からの主な意見

【前文について】

（大原委員）

・ 前文の中に、性暴力が何故起こるのか、原因について触れられていない。何を防がなければならないのかが見えないと、根絶ができないのでは。性暴力は、支配関係という対等な関係ではないところが背景となり、人権侵害が発生していくので、この不平等な関係、状況を変えていくという観点を、前文からイメージできるようにしてほしい。

（後藤委員）

・ 性暴力は、被害が突然自然発生するのではなく、「支配」という人間関係の中から起きるもの。前文には被害者のことしか書かれていないが、これは被害者支援条例ではなく、根絶条例なのだから、加害者に関する視点も前文に含めるべき。

（石井委員）

・ 「意思」か「意志」か。「思」は思うだけで止まっている、「志」は行動が伴っている、というイメージがある。事務局が「思」にした意図はあるのか。

(伊藤委員)

- ・「思」は法律用語であり、「志」は日常用語。条文なので「思」を選択したのだと思われる。

(事務局)

- ・そのとおり。

(戒能委員)

- ・条例なので、法律用語を使った方がよいと思う。

(戒能委員)

- ・これは人権条例なので、前文の中に「人権保障」や「人権擁護」「人権を尊重」といった人権に関する文言を入れた方がよいと思う。

【2条 定義】

(平野委員)

- ・性暴力の予備行動にあたるグルーミング行為は、性暴力の定義(第2条)に入るのか。

(事務局)

- ・グルーミング行為は、性暴力を行う「手口」と捉えている。よって、性的脅迫、デジタル性暴力との個別の性暴力の規定で記載することになるが、信頼関係の構築部分については別途規定してはいない。

(山本委員)

- ・諸外国では、性的勧誘罪と規定していることもある。子どもと親密な関係を築いた上で周囲から切り離しを行い自分だけ依存させて、性加害をする、という部分をとらえて定義づけたらよいと思う。性的目的を持って、心理的な支配や誘導を行い、当該児童を勧誘するといった内容でよいかと。

- ・グルーミングという行為をより多くの人に理解してもらわないと、なぜこのようなことが起こり、多くの子どもが巻き込まれているかが見えず、被害者が悪いという誤解を生んでしまう。被害を防ぐためにも、定義で挙げる必要があると思う。

(事務局)

- ・性暴力に繋がる手口であるグルーミング行為は看過してはならないと認識している。ただし、法令用語の中で書き分けるのは難しいところ。そこで、第23条「性暴力のない環境の整備」で、グルーミング行為を広く周知をし、被害の防止に取り組んでいきたいと考えている。

【3条 基本理念について】

(平野委員)

- ・必要な支援を途切れなく提供するとあるが、被害を受けた地域の範囲に制限なく支援は受けられるのか。性暴力は性質上、被害を受けた場所で暮らしていくことは難しく、被害後住居を引っ越すこともある。他県で被害に遭い、現在三重県に住んでいる場合や、一時的に三重県に避難している場合、また被害後に三重県から他県に引っ越した場合も

支援の対象となるのか。

（事務局）

・ 2条で支援対象者である「県民等」については、三重県内に滞在する場合も含める形で規定する予定。よって、住所を有するだけでなく、旅行や仕事等で一時的に三重県にいて、被害に遭った場合であっても支援対象と考えている。三重県内で被害に遭い、他県に移った場合は、被害者の意思を尊重し、支援センターと連携して対応していく形になると考えている。

（大原委員）

・ 早期発見と迅速な保護は、子どもだけでよいのか。大人にも必要なことではないだろうか。

・ 子どもを性暴力の受け手、保護の対象としか見ていない印象。子どもが弱いという発想で留めないでほしい。子どもが性教育を学び、主体的に性暴力を回避したり、加害にならないようにするための施策を講じる、といった部分も基本理念に入れてほしい。

（事務局）

・ 条例制定に向け検討を進めていく際、有識者や専門家等から子どもへの教育、被害の早期発見・早期対応が必要である意見を多くもらっている。そのため、特に子どもに対して、三重県がしっかり取り組んでいくことを示すために、基本理念に特出しした。

（萬井委員）

・ 子どもの被害・加害を防ぐために子どもの教育は重要。各学校で「生命の安全教育」を実施しており、今後も取組が進んでいくことが大事だと思う。

・ 子どもへの取組については、第15条で具体的に示されると思う。

（後藤委員）

・ 子ども同士の性暴力が、いじめという形態で発生している。もっと子どもを主体的な存在とした書きぶりにした方がいい。

（萬井委員）

・ 4項の「支援機関」と5項「関係機関」の違いは何か。

（事務局）

・ 支援機関は、支援を担う機関としての位置づけ。関係機関は、支援を行う機関より広く、関係する機関も含む。

【4条 県の責務】

（大原）

・ 情報の収集及び活用の範囲とは。被害状況（日時場所、行為）だけでなく、被害者と加害者の関係性といった被害が発生した背景や、被害後に関する情報も活用する必要がある。公表はせずとも、知識の蓄積は必要。

（事務局）

・ 相談人数、事案について、様々な形で情報発信をしていく必要がある。しかし、個々の事案の詳細を公表することはできないため、傾向や発生状況等、個人のプライバシーを

侵害することはないよう配慮し、伝えられる範囲で活用することを考えている。

【7条 学校等の役割について】

(萬井委員)

・7条だけ「子ども等」と書かれ、他条では「子ども」と書かれている理由は。

(事務局)

・学校では、在籍する学生に18歳以上の者も含まれるので、学校に在籍する者すべてを含むように「等」が含まれる。

(伊藤委員)

・迅速かつ的確に対応する、とは具体的にどのようなイメージを持っているのか。

(事務局)

・県が設置する相談窓口に速やかに繋ぐことを含め、迅速的確に対応することを考えている。県が作成した「学校における児童生徒間の性暴力対応ハンドブック」に記載があるので、それに基づいて行動していただくことを想定している。

(大原委員)

・学校には、独断で行動せず、必ず専門機関に繋げるようにしてもらいたい。

(後藤委員)

・個々の対応には、被害者だけでなく、加害者への対応も含まれているので、被害者だけに限られない書きぶりに変えるべき。また「児童生徒性暴力防止法に基づいて」等、法律の関係が矛盾しないよう明確にしたほうがいい。さらに言えば、第三者機関の聞き取りについても書き込めるとよいと思う。

【9条 医療機関の役割について】

(萬井委員)

・被害者の視点のみとなっている。医療機関の加害者への対応として、医療・心理的アプローチがあるのでは。

(二井委員)

・被害者の場合、警察等が病院へ連れてくるため支援ができるが、加害者の場合はそれがない。加害者は被害者と顔見知りの場合が多いが、被害者を通じて加害者にコンタクトをとるのは難しく、結果として病院が加害者にアプローチすることは難しい。また、三重県では加害者への精神的なアプローチをしている医師、病院がない。

(仲委員)

・よりこの連携病院として、産婦人科・泌尿器科があるが精神科がない。トラウマケアには精神科の協力も必要だが、保険診療でやっていくと赤字になってしまう。県からの助成金などがないと、病院側が受け入れられないのが実情。県が被害者の治療に取り組むのであれば、財政的な措置をお願いしたい。

・県内の精神科医、臨床公認心理士による「三重県性暴力被害者支援ネットワークみえアイリスネット」を一昨年立ち上げ、PTSD治療についての連携を始めているが、個別で

やっているとところもあるので、県に支援をしてもらいたい。

- ・加害者支援については、三重県内に実施している機関がないため、県外の専門機関を頼らなければならないのが実情。子どもについても、今は児童相談所か法務少年支援センターしかない。加害少年を早い段階で支援することで、再加害が減る研究結果があるため、医療機関で加害児童・生徒・加害者の治療が出来る体制を三重県でも作ってほしい。

（山本委員）

- ・加害者への治療教育は、医療機関としては心療内科や精神科が担当すると思う。常習的な加害者であれば、東京で行われているような加害者への認知行動療法も大事。イギリスでは、警察と医療機関が連携し、医療機関で被害者から加害者のDNAを採取し、警察の持っている情報と突き合わせて加害者を特定する流れがある。条例を作ることをきっかけに、警察と医療機関の連携がもっと進むとよい。

【11条 推進体制について】

（山本委員）

- ・推進会議には、専門家専門機関の他、支援に必要な警察・病院・被害者支援センター、被害当事者団体が参加するべき。そして、それらが定期的実施状況や改善案をチェックしていくと、実効性が保証されると思う。

【13条 人材の育成・支援】

（仲委員）

- ・外国人対応のため、人材育成のなかに通訳者の育成を入れてほしい。通訳者にも代理受傷のおそれがあるので、研修も含めてほしい。

（戒能委員）

- ・自助グループ等の民間支援団体の育成や財政支援に力を入れていくとよいと思う。

【15条 予防教育等の推進について】

（後藤委員）

- ・県と市町は分けて記載し、県は全て責務で書くべき。「努める」では、整合性がない。
- ・予防教育に関しては、児童生徒性暴力防止法においては全部責務になっていたはずなので、市町も責務でよいはず。

（大原委員）

- ・予防教育を行う講師の当てがあっても、講師料を支払う予算がないから予防教育が出来ていないという学校もある。財政的な支援が必要になると思う。

（山本委員）

- ・性暴力アドバイザーのように、県が学校に講師を派遣して適切な予防教育をする事業が入ってほしい。

（仲委員）

・福岡県がやっている「性暴力対策アドバイザー派遣事業」を三重県でもやってほしい。スクールカウンセラーを養成して研修し、性暴力対策アドバイザーとして登録してもらい、生命の安全教育、総合教育を行っている事業。既にスクールカウンセラーは小中学校に派遣されており、別途講師を依頼するものではないので、学校の予算内で出来るはず。全ての小中学生に対して生命の安全教育を責務として行ってほしい。私立も同様に義務化してもらいたい。

【17条 性暴力の根絶をめざす週間について】

（山本委員）

・「根絶をめざす」では文言として強すぎるのでは。性暴力を聞いたことがない、イメージが浮かばないという方も多い中で、「根絶」では固すぎる。「性暴力のない社会」のように、最初は少しふんわりしたイメージの方がいいのでは。

【18条 総合的な相談体制の整備について】

（塚本委員）

・ワンストップ支援センターの人材確保、体制整備、財政面が整っているのか。ワンストップ支援センターは、24時間365日の相談体制をとっており、被害に遭った場合は72時間以内の緊急避妊対応を実施している。支援のためには人材が必要だが、その人材確保が難しい。条例が制定されることをきっかけに、県がワンストップ支援センターの運営体制について財政面でのバックアップをした方がいい。

（仲委員）

・よりこの相談件数は昨年度比100件以上増えている。相談員はフル活動で、カウンセリング件数も増加している。条例制定に伴い、対応件数がさらに増加することが予想されるが、現体制では対応しきれない。現在のセンターのコーディネーター機能では、対応しきれないのでは。コーディネーターに支援調整会議や関係機関連携のための強い権限が必要であったり、そのための専門職が必要なのでは。

（二井委員）

・医療従事者育成や医療支援に関するバックアップが必要だし、実際に支援をするためには被害者に関する情報のフィードバックが無ければ難しい。条例を作る以上は、知恵だけでなく、経済的な裏付け、人材育成、実際に運用され、機能的にリンクするための仕組みが必要。

【19条 早期発見及び早期対応について】

（山本委員）

・学校の教職員や医療機関のホームドクター、地域の民生委員などが実際に早期発見・早期対応が出来るレベルにするなら、毎年、最低でも4時間～6時間くらいの研修は必要だと思う。イギリスではそうした研修を行っている。

【20 条 被害者等への支援について】

（戒能委員）

・中長期支援については、生活再建福祉の役割が大きくなることから、女性相談支援員や女性自立支援施設等の女性支援事業との連携を活用するとよいと思う。

（大原委員）

・被害者に実際に会って、どんな支援が欲しかったかを、今何が必要かを聞いた方がいいと思う。

（山本委員）

・中長期的な支援をするためには、途切れない支援をつないでいくことが重要。イギリスでは、被害者支援の専門職 ISVA (Independent Sexual Violence Advisor) がいて、被害直後から裁判終了まで一貫して一人の専門職が支援を担当する仕組みがある。日本ではそうした体制にはなっていないが、支援は医療、司法、教育、生活、様々なことが関わるので被害者の一貫した窓口になれる支援専門職を養成することも必要なのでは。

【22 条 性暴力の再発防止について】

（萬井委員）

・県は責務のはずだが、22 条では語尾が「努める」になっていて違和感がある。

・加害者の再発防止のための支援を行う主体はどこか。学校だけで支援を行うことは難しいので、学校だけが抱え込むことがないような記載にしたほうがいい。